

徳島県告示第五百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和七年十一月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
一般社団法人大 学支援機構	徳島市新蔵町二丁 目二四番地	ふるさと起業家支援プロジ ェクトに係る寄附金の収納 事務	令和七年十 月三日	令和七年十 月六日